

5. 営業にあたらなない出店者の手続き

①出店概要書を行事主催者に提出

- ・品目や調理内容等を記載した「出店概要書（第1号様式）」を主催者に提出してください。
- ・主催者が保健所へ出店概要書を取りまとめて提出する際に、リスクの高い品目や調理内容について指導することがあります。リスクを軽減するための方法や対策を検討してください。

②出店

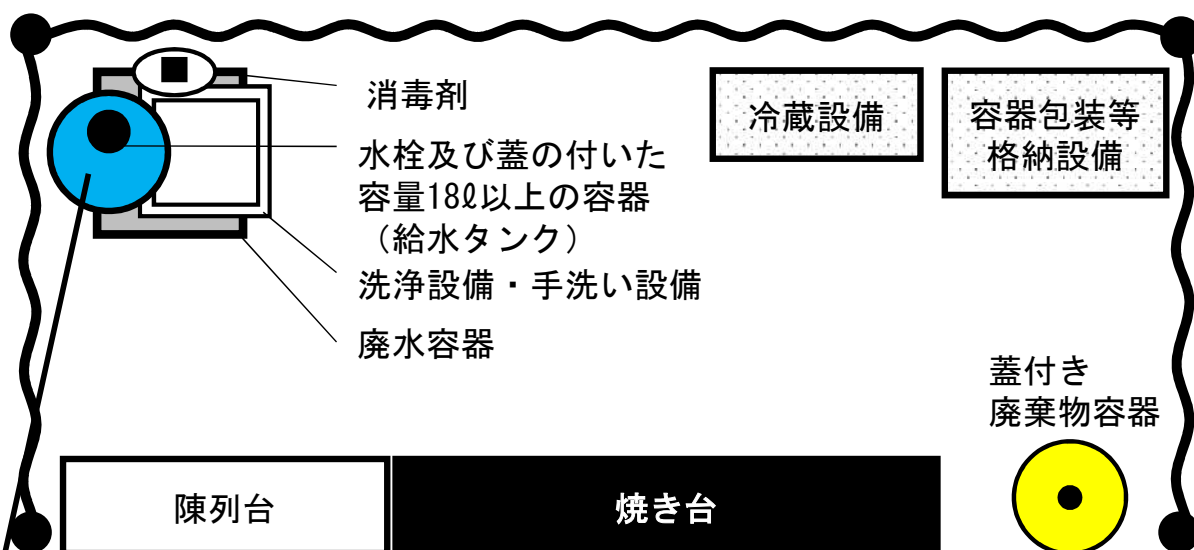
必要な衛生管理

（1）食品を提供する場所

- ・テント等の屋根がある場所とし、雨、直射日光及び舗装されていない地面からの土埃等を防ぐ必要がある場合は、三方の側面や床面を設置してください。
- ・蛇口の付いたポリタンク（18リットル以上）などの給水タンクか、近くに使用できる水道を確保してください。
- ・器具類及び手を洗うシンクか、近くに使用できる水道を確保してください。
- ・テント内で廃水が出る場合は、廃水容器を備えてください。
- ・冷凍や冷蔵保存が必要な食材を扱う場合は、冷蔵・冷凍設備（クーラーボックスなど）を備えてください。
- ・蓋の付いたごみ箱を備えてください。
- ・食品、器具、容器包装等を保管しておく箱などを備えてください。

図面例

①上から



②前から

近くの水道でも可



(2) 提供する食品（現地で調理する場合）

- ・原則、全ての食材を『現地で十分に加熱調理する食品』としてください。
例：おでん・焼とり・焼きそば・豚汁・たこ焼
- ・1つのテント等で取り扱う食品は、『同一種の器具及び同一の工程で調理するもの』を『1品目』としてください。（市販の飲料を混合せずに注ぐのみであれば、現地で調理する食品と同時提供可能。単純に注ぐ構造であれば、サーバーの使用も可能。）ただし、以下のような場合は、複数品目扱っても差し支えありません。
 - －取扱場所に十分な広さがあり、品目ごとに取扱場所を区別できる場合
 - －開催場所内や付近の屋内の設備の整った調理場等（自宅除く。）で調理等の全部又は下処理から加熱調理までの工程の大部分を行うことにより、提供場所での汚染を防止できる場合

(3) 提供する食品（現地で調理しない場合）

- ・食品営業施設で調理・販売された食品としてください。
- ・保存方法が表示されている食品については、適正に保管してください。
また、その他の食品についても、食品の特性に応じて適正に保管してください。
- ・適正な温度管理が必要な食品を客が持ち帰る場合には、できるだけ速やかに持ち帰るよう店頭に掲示するとともに、その旨を客に伝えてください。

(4) 食品の取扱い

- ・体調の悪い人、手指に外傷のある人は、調理に従事しないようにしてください。（家族等に胃腸炎症状がある場合にも従事しないようにしてください。）
- ・調理従事者は、爪を短くし、時計、指輪等を外し、清潔なエプロン、マスク、帽子、使い捨て手袋などを着用してください。
- ・作業前、生肉や生魚に触れた後、トイレの後等は、必ず手を洗い、消毒薬で消毒してください。
- ・下処理は、提供当日に屋内の設備の整った調理場等の清潔な場所で行ってください。
- ・下処理した食材は、温度計等を用いて適正な温度で保管してください。
- ・加熱調理を行う食品は、中心部まで十分に火を通してから提供してください。
- ・食品の盛り付けは、使い捨て手袋を着用し、はし、トング等を使用してください。
- ・調理器具は、洗浄・消毒済のものを使用し、作業中も必要に応じて洗浄・消毒を行ってください。
- ・調理後の食品は、その場で食べるよう案内してください。
- ・調理した食品は、翌日へ持ち越さないでください。
- ・大量の作り置きは控え、食品を長時間常温保管しないようにしてください。
- ・餅つきを行う際は、特に以下のとおり気を付けてください。
 - －杵、臼、手返し用の桶、その他の調理器具や作業台は、事前に十分洗浄し、熱湯や次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行ってください。
 - －手返し、成型に従事する人はできるだけ限定し、使い捨ての手袋を着用してください。
 - －手返し用の温湯はこまめに交換してください。
 - －あんこやきな粉等は、清潔な調理場で仕込んだもの（できる限り市販品）を使用してください。
 - －その場で食べるようにし、持ち帰らないようにしてください。
 - －保育所、幼稚園等の餅つき大会では、手洗いの徹底や健康チェックが難しいため、子供たちが参加してついた餅は鏡餅等に使用し、食べる餅は別に用意する等の工夫をしてください。

(5) 食品の安全確保

- ・作業場所や食品の保管場所を離れる際には、必ず関係者を配置してください。
- ・調理・加工、販売等を行った食品が原因で健康被害が発生した場合や、健康被害が発生する可能性のある苦情（異味・異臭・異物混入等）を受けた場合は、直ちに開催場所を所管する区役所衛生課等に報告してください。